

## 地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。  
なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」として、前回会議(平成30年8月22日)開催後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
平成30年4月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホーム酒屋	株式会社あけぼの	江南区酒屋町330番地3	18人
平成30年9月1日	地域密着型通所介護	脳活カレッジ	株式会社クレアメディコ	中央区小張木3丁目9番79号	13人
平成30年10月1日	地域密着型通所介護	ゆったりでい家宝	一般社団法人Keetech	西区新通2192番地1	18人
平成30年10月1日	地域密着型通所介護	デイサービスセンター優友	社会福祉法人恒慈会	西蒲区熊谷1053番地1	18人